

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
新旧対照条文 目次

一	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（第一条関係）	1
二	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（第二条関係）	2
三	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）（第三条関係）	3
四	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第三条関係）	4
五	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係）	5
六	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第四条関係）	6
七	雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（第五条関係）	7
八	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第六条関係）	8
九	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第七条関係）	9
十	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第八条関係）	10

改 正 案	現 行
（法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付） 第十八条 法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付は、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一ノ六（略） 七 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条、消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む）。 八ノ十（略）	（法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付） 第十八条 法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付は、次の各号に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一ノ六（略） 七 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条、消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第三十四条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む）。 八ノ十（略）

改 正 案	現 行
（損害補償の種類） 第一条 消防組織法第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。 一 七 （略） （補償基礎額） 第二条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによるものとする。 一 （略） 二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあっては、九千円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 （略）	（損害補償の種類） 第一条 消防組織法第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。 一 七 （略） （補償基礎額） 第二条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによるものとする。 一 （略） 二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第十七条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあっては、九千円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 （略）

改 正 案	現 行
（基金又は指定法人の支払額） 第三条 基金又は指定法人が法第六条第一項の規定により市町村又は水害予防組合に対して支払わなければならない額は、非常勤消防団員、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）若しくは同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）、非常勤の水防団長若しくは水防団員若しくは水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償（以下これらを「損害補償」と総称する。）に要する経費について非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「基準政令」という。）の規定の例により算定した額とする。この場合において、基準政令第四条第二項又は第三項の規定による療養又は療養費の支給に要する経費については、基金又は指定法人が、総務大臣の承認を受けて定める基準に基づき算定するところによるものとする。 2 （略）	（基金又は指定法人の支払額） 第三条 基金又は指定法人が法第六条第一項の規定により市町村又は水害予防組合に対して支払わなければならない額は、非常勤消防団員、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）若しくは同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）、非常勤の水防団長若しくは水防団員若しくは水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十七条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償又は葬祭補償（以下これらを「損害補償」と総称する。）に要する経費について非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「基準政令」という。）の規定の例により算定した額とする。この場合において、基準政令第四条第二項又は第三項の規定による療養又は療養費の支給に要する経費については、基金又は指定法人が、総務大臣の承認を受けて定める基準に基づき算定するところによるものとする。 2 （略）

改 正 案	現 行
（損害補償の基準） 第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。 2 （略）	（損害補償の基準） 第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）<u>第十七条</u>の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。 2 （略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（損害補償の額） 第四十三条 法第六十条第一項の規定による損害の補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により算定するものとする。 2 （略）	（損害補償の額） 第四十三条 法第六十条第一項の規定による損害の補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十七条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により算定するものとする。 2 （略）

○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（洪水時等における緊急措置に係る損害補償の額等） 第十四条 法第二十二條第六項に規定する損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）<u>第二十四條の規定により</u>水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例に準じて行なうものとし、この場合における手続その他必要な事項は、国土交通省令で定める。	（洪水時等における緊急措置に係る損害補償の額等） 第十四条 法第二十二條第六項に規定する損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）<u>第十七條の規定により</u>水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例に準じて行なうものとし、この場合における手続その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

改 正 案	現 行
（法第三十七条第八項の政令で定める給付） 第九条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条又は第百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のための勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一 三 （略） 四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条、消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）。 五 九 （略）	（法第三十七条第八項の政令で定める給付） 第九条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条又は第百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のための勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一 三 （略） 四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条、消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二若しくは第三十四条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）。 五 九 （略）

改 正 案	現 行
（療養、医療等の範囲） 第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 一十五 （略） 十六 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七（非常勤消防団員に対する損害補償等）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（損害補償）（同法第八十三条（準用））において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養 十七 十八 （略）	（療養、医療等の範囲） 第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 一十五 （略） 十六 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七（非常勤消防団員に対する損害補償等）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第三十四条（第十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（損害補償）（同法第八十三条（準用））において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養 十七 十八 （略）

改 正 案	現 行
（防災課の所掌事務） 第四百四十八条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 八 （略） 九 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）<u>第七条第三項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七条第一項の規定による水防に関する報告に関する</u>こと。 十 （略）	（防災課の所掌事務） 第四百四十八条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 八 （略） 九 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）<u>第七条第二項の規定による水防計画の報告及び同法第三十五条第一項の規定による水防に関する報告に関する</u>こと。 十 （略）

改正案	（治水課の所掌事務） 第百一条 治水課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六（略） 七 洪水予報、特別警戒水位及び水防警報に関する事 八（略）
現行	（治水課の所掌事務） 第百一条 治水課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六（略） 七 洪水予報及び水防警報に関する事 八（略）